

平成29年第4回定例会  
新冠町議会会議録  
第1日（平成29年12月12日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告（町長・教育長）
日程第 5	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 6	報告第10号	例月出納検査等の結果報告について
日程第 7	承認第 8号	専決処分について
日程第 8	認定第 1号	平成28年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	認定第 2号	平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	認定第 3号	平成28年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	認定第 4号	平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第 5号	平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第 6号	平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第 7号	平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	議案第45号	新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第46号	平成29年度新冠町一般会計補正予算
日程第17	議案第47号	平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第 1 8	議案第 4 8 号	平成 2 9 年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
日程第 1 9	議案第 4 9 号	平成 2 9 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正 予算
日程第 2 0	議案第 5 0 号	平成 2 9 年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 2 1	議案第 5 1 号	平成 2 9 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正 予算
日程第 2 2	議案第 5 2 号	平成 2 9 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算

「閉議宣告」

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町長	中村 義弘 君
教育 長	山本 政嗣 君
会計管理者	堤 秀文 君
総務課 長	坂本 隆二 君
町民生活課 長	坂東 桂治 君
税務課 長	佐藤 正秀 君
保健福祉課 長	鷹 賢 寧 君
建設水道課 長	関口 英一 君
産業課 長	島田 和義 君
企画課 長	原田 和人 君
教育委員会管理課 長	工藤 匡 君
教育委員会社会教育課 長	湊 昌行 君
診療所事務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム 所 長	山谷 貴 君
総務課総括主幹	新宮 信幸 君
保健福祉課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
建設水道課総括主幹	本間 浩之 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
教育委員会社会教育課総括主幹	谷藤 聡 君
農業委員会事務局 局 長	田村 一晃 君
税務課総括主幹	今村 力 君
企画課総括主幹	佐々木 京 君
代表監査委員	岬 長敏 君

◎議会事務局

議会事務局長

佐渡健能君

議会事務局係長

浜口雅史君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成29年第4回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により 9番 秋山 三津男 議員 10番 竹中 進一 議員 を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの7日間といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの7日間と決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため12月13日・14日及び12月16日・17日を休会といたしたいと思えます、これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、12月13日・14日及び12月16日・17日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。町長からお手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、第3回定例会において可決された意見書は関係機関へ提出しており、広域連合議会並びに一部事務組合議会改正状況、閉会中の諸行事の出席状況及び今定例会の説明員の報告についてはお手元に配布のとおりです。ご了承いただきたいと思えます。以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第4 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、平成29年第4回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成29年第3回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

##### 1 JR日高線の復旧に向けた取組等について

はじめに、平成27年1月から運休が続いておりますJR日高線につきまして、本年9月の第3回定例会で報告した以降の取組等について、ご報告申し上げます。地域の公共交通ネットワーク全体の維持・発展のため、JR日高線にデュアル・モード・ビークル導入の可能性をはじめ、バス運行した場合の運行システムなど必要な調査・検討をするため、管内7町長、北海道運輸局鉄道部長、北海道総合政策部交通政策局長、日高振興局長で構成する、「JR日高線沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会」の第4回協議会が、去る11月14日に開催されております。会議では、JR日高線沿線地域の公共交通に関する調査の報告があり、各交通モードの比較検証結果では、運行区間は鷓川、様似間とし、日高線代行バスと同じ運行本数で比較しておりますが、費用及び運行開始までに要する期間は、デュアル・モード・ビークルにおいて、車両開発費が増減する可能性はあるものの、初期費用が47億1000万円、単年度収支見込が9億5000万円の赤字、運行開始までの期間は車両開発、製作に年数を要するため約14年となっております。鉄道路盤にバスを走らせるバス高速輸送システムにおいては、専用道の整備に多額の費用を要するため初期費用が105億7000万円、単年度収支見込が5億2000万円の赤字、運行開始までの期間は約6年となっておりますし、乗合バスにおいては初期費用が2億6000万円、単年度収支見込が1億8000万円の赤字、運行開始までの期間は約2年となっております。また、鉄道運行を全線再開する場合には、復旧費が約86億円にのぼると試算され、さらに海岸浸食対策として、離岸堤の整備が必要で、これを含めると総額は100億円を超える規模となることが見込まれておりますが、今回検証比較した交通モードを選択した場合においても、海岸復旧費用は別途必要ということで報告されております。本年2月18日の第7回JR日高線沿線自治体協議会において、JR北海道の西野副社長から正式に、「鷓川・様似間の日高線の復旧断念、並びにバス等への転換に向けた協議開始のお願いについて」という書面の提出と説明があり、沿線自治体としては、JR日高線の復旧を断念することなく、管内地域公共交通ネットワーク全体のあり方について、調査・検討してまいりましたが、今回の報告において交通モードを決定したものでなく、今後の検討資料としていただいております。この他、JR北海道の第三者委員会、JR北海道再生推進会議の有志6名がまとめた声明文を、12月8日、JR北海道から受け取っております。声明文は、沿線自治体首長、JR北海道社長、北海道知事、国土交通省大臣及び道民宛て

となっており、沿線自治体及び道に対する声明の概要を申し上げますと、J R北海道批判を口実に、路線廃止反対から一步も出ようとしていません。J R北海道単独の問題でなく、北海道の総合交通システムの未来像をどう描くかの問題です。道民のために、早急に一步踏み出すことが求められています。地域にあった効率的で持続可能な交通システムを考えるのは首長にしかできません。道がリーダーシップを発揮して関係者の意見を取りまとめ、持続可能な交通システムの設計図を1年以内に明確な形で示すことを強く求めます、という内容になっております。

## 2 町政懇談会の開催結果について

次に、「町政懇談会の開催結果について」申し上げます。開かれた行政の一層の推進するため、町長が地域に出向き町民と膝を交えて町の取組みや各種事業の方向性などについて説明を行うと共に、地域の方々と地域の課題などについて意見交換を行うことを目的とした、町政懇談会を11月20日、緑丘生活センターを皮切りに12月4日までに5日間、12会場で、延べ、153名の町民の皆さんの参加をいただき開催いたしました。町政懇談会には、副町長や教育長をはじめ関係課長が出席し、町からは現在取り組んでいる政策や、これから取り組もうとしている政策の過程などの情報提供として、1点目、国保診療所の有床化と町民の健康増進について、2点目、生鮮食料品等の買い物対策について、3点目、防災対策について、4点目、学校教育及び子育て施策の充実について、5点目、第一次産業の振興について、6点目、市街地計画と環境整備について、7点目、通信格差の解消についての説明を行ったところでございます。町民の皆さんからは、町の政策、課題に対しまして、私の考え方や町政の方針などの説明を求められ、それにお答えするとともに、町民の皆さんの町の将来を思う貴重なご意見やご提言をいただくなど、各会場で活発な意見交換をさせていただきました。町民と行政の協働のまちづくり並びに住民目線に立った町政の推進に努めたいと思っており、多岐にわたったご意見、ご提言につきましては、町民の皆さんの生の声と真摯に受け止め、今後の町政に反映させてまいり所存でございます。

## 3 苫小牧信用金庫との地域結婚支援事業に係る連携協定について

次に、本年10月25日に「苫小牧信用金庫との地域結婚支援事業に係る連携協定」を締結しましたのでご報告いたします。現在、日本の人口は首都圏への一極集中や少子高齢化が著しく進行し、深刻な人口減少社会に転じていると言われており、その要因の一つとされているのが、若者の未婚率の上昇や晩婚化でございます。当町におきましても、一次産業や商工業を営んでいる事業体の多くは家族経営体であり、担い手となる後継者のパートナーの存在は、円滑な経営継承に影響を及ぼす大きな課題と捉えてございます。このことから、関係機関や団体の協力をいただきながら、未婚の産業後継者を対象とした婚活支援事業への取組みを平成27年度から始めたところでございますが、2年間の事業を通じ、誕生したカップルは累計8組となり、事業目的とする女性との出会いや交際のきっかけ作りにはなっておりますが、現在のところ成果を得るまでには至っておりません。事

業は複数の男女によるパーティー形式で実施しておりますが、事業への参加を促す際、パーティー形式に抵抗感を持たれる方が多く、参加者が固定化していることや、集団の中でコミュニケーションの取り方、参加される女性側にも結婚への意識の高さに差が生じていることなど、イベントならではの課題も多く抱えておりました。一方、苫小牧信用金庫では専任の職員を配置した結婚相談所を平成25年6月に開設し、お見合いを中心とするサポート活動を行っております。結婚相談所では、事業連携を結んだ苫小牧市や厚真町、むかわ町、白老町を中心に会員を募り、本年9月末現在の会員数は男性が217名、女性が246名の463名が会員登録をされております。これまでに400組を超えるお見合いが実施され、婚約または結婚に結び付いたカップルは34組と着実に成果を上げられております。この度の事業連携では、これまで当町が抱えていた課題の解消を図りつつ、苫小牧信用金庫のノウハウを十分に活かしたお見合いや、きめ細やかなサポート体制により、さらに充実した婚活支援事業を実施することができます。さらに、対象者につきましても産業後継者だけに限らず、今後は結婚を希望される町民の皆さまから広く会員を募り、1組でも多くのカップル誕生のきっかけ作りに努め、まちの活性化に繋がるよう取り進めてまいりますので、対象となる皆様には積極的な会員登録をお願いしたいと存じます。

#### 4 平成29年度一次産業の概況について

次に、「平成29年度第一次産業の概況」につきまして、新冠町農協及びひだか漁協取扱いの販売実績によりご報告申し上げます。お手元に配りました資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに農産部門でございますが、本年は春先や秋口に、突風によるビニールハウスの倒壊やデントコーンの倒伏などの被害が一部圃場で見受けられましたが、農作物全体としては概ね順調な1年ございました。水稻につきましては、6月の気候が低温・日照不足で経過しましたが、7月以降には天候が回復し、登熟が進んだことから、日高地方の作況指数は103で、作柄は「やや良」という結果でございました。農協取扱いでは、収量・販売金額ともに前年を大きく下回っておりますが、これは出荷された玄米の調製作業が遅れ、11月30日現在で、収量を確定できていない玄米があるためでございます。調製作業が全て完了した際には前年度並みの成績が見込まれるとのことでございます。なお、調製を終えている製品については全量が一等米でございます。次に、蔬菜でございますが、全体の販売金額は前年を5200万円程上回る8億2834万2000円でございます。作物別ではアスパラやメロンは作付面積や反収が減少し、前年成績を下回りましたが、基幹作物として順調に生産を伸ばしてきたピーマンは、作付面積がさらに拡大し、反収も増加したことから、収量は前年を213トン上回る2024トンとなり、栽培を開始してから初めて2000トンの大台に乗ることができました。加えて、販売単価におきましても、品質の良さが高く評価されたことや、農協・生産者による市場訪問、都市部スーパーでの店頭販売など積極的な販売促進により、高値であった前年度並みの365.5円を維持することができ、販売金額は前年の販売記録を大きく更新する7億3992万7000円でございます。次に畜産部門でございますが、まず軽種馬につきましては、町

内生産馬が中央競馬、地方競馬の重賞レース等におきまして活躍を見せておりますが、町内生産馬の北海道市場への上場頭数は395頭でございまして、このうち305頭を売却し、前年を58頭上回る売却頭数となりました。売却額では17億8912万8000円となり、前年から3億9139万2000円の増、1頭あたり平均売却額は586万6000円で20万7000円の増、売却率は77.2%で14.7増と大変好調な成績でございました。好景気の影響もございまして、軽種馬生産者のご努力や関係機関、団体による振興策が着実に実を結んでいるものと存じます。酪農につきましては、生産者6戸の減少が主な要因となりますが、生産乳量が前年から467トンの減少となったため、乳代総額は前年を3500万円程下回る6億8127万円でございました。なお、6戸の減少は4戸が高齢等による離農、1戸は肉用牛との複合経営から肉用牛専業への経営転換、1戸は2戸が法人化したことに伴い減少したものでございます。肉用牛でございまして、黒毛和牛の素牛販売は、前年を16頭下回る909頭の出荷実績となったため、売却額につきましても前年を3300万円程下回り、7億2338万9000円となりました。なお、近年は市場への供給不足から素牛の販売価格が高値で推移しておりましたが、現在の相場はピーク時を下回っている状況でございます。肥育牛につきましては、枝肉成績が良好に推移し、1頭あたりの販売単価は安定しておりますが、売却頭数が前年を22頭下回ったため、売却額は前年を2900万円程下回る1億5280万9000円でございました。交雑種につきましては、素牛販売・肥育販売とも前年を下回る成績でございまして、素牛は16頭を売却し、売却額は644万8000円。肥育は5頭を売却し、328万6000円の売却額でございました。交雑種の生産は、初産の乳用牛に体の小さな肉用牛の種を人工授精し、出産事故を低減させることが主な目的になりますが、近年は黒毛和牛の受精卵を移植する傾向にあり、生産者の意向によって生産頭数が変動いたします。次に水産部門でございまして、本年4月から11月までの漁獲状況につきましては、主要な魚種となる秋サケやタコ、ホッキの漁獲量が前年を大きく下回ったことにより、全体の漁獲量は前年を183トン程下回る515トンで、漁獲金額は前年を3000万円程下回る3億8123万5000円でございました。秋サケにつきましては、昨年の6割程度の水揚げとなる284トンで、平成22年度以降では2番目に低い漁獲量となりましたが、流通量の不足からキログラムあたり単価が前年を324円上回り、漁獲金額は前年比マイナス4%の2億8945万7000円に留まりました。この傾向は日高管内だけでなく、北海道の広い範囲で不漁となっておりまして、記録的な不漁と言われた昨年度の漁獲量を大きく下回る結果でございます。秋サケは回遊性であるため、温暖化などによる海水温の高低差が回遊ルートを左右し、漁獲量へ影響を及ぼしますが、特に本年度は水揚げされたサケに主力の4年魚が少なく、3年魚が捕れていたため、4年魚の生存率が稚魚の段階から低かったとの推測もされております。また、当町の主要魚種であるタコにつきましては、春先から前年度並みの漁獲量で推移しておりましたが、7月以降から大きく漁獲を減らし、漁獲量は前年を48トン程下回る77トン、漁獲金額も前年を1100万円程下回る4488万6

000円でもございました。タコは「育てる漁業」の主要な魚種として、これまでも生産基盤を整備し、安定した漁獲量で推移してきましたが、本年度の成績は漁獲量・漁獲金額とも平成22年度以降で1番低い結果でもございました。この要因の特定はできておりませんが、ひだか漁協管内の全域が不漁となっております。ひだか漁協としては来年の漁獲状況により対策を検討したいとのことであります。以上が本年11月末現在の一次産業の概況でございます。最後に今定例会に提案しております案件ですが、人事案件1件、一般議案2件、平成29年度各会計補正予算7件を提案することにしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案とおりが決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行います。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第3回定例会以降の教育行政に関し、3点ご報告させていただきます。はじめに、「スクールバスの交通事故発生について」でございます。本年、10月13日（金）午後3時50分頃、東川緑丘線を走行するスクールバスが、朝日小学校敷地内から道道209号線を右折しようとした際、右方向からくる車に気付くのが遅れ、急発進で右折しようとしたため、路肩に脱輪してしまい、車両が横転する事故が発生いたしました。事故発生時にスクールバス搭乗者は、朝日小学校児童5名、新冠中学校生徒2名の、計7名が乗車しておりましたが、事故発生場所が幸いにも小学校の校庭前であったこともあり、学校長をはじめとする教職員が迅速に児童生徒を救出、関係機関への連絡など初動対応にあたっていただくことができました。また、一報を受けまして、教育委員会も直ちに職員を現場に急行させ、児童生徒の怪我の状況を確認するとともに事故処理等の対応にあたりました。外傷等の大きな怪我は見受けられませんでした。生徒1名が膝の痛みを訴えたことから救急車により病院を受診しております。私も現場に急行いたしまして事故処理にあたった後、朝日小、新冠中の各校長、委託業者を伴いまして、事故に遭われた保護者宅に出向き、児童生徒のその後の様子を確認いたしますとともに、お詫びを申し上げさせていただいたところでございます。翌14日には、再度対象となります保護者に児童生徒の様子を確認しましたところ、新たに1名が左肩の痛みを訴えていることが判明いたしましたので、病院を受診していただきましたが、今回受診に至った2名とも打撲との診断を確認いたしました。これらの結果を受けまして、同日午後には緊急の教育委員会及び校長会を招集し、事故の状況、発生時の対応について報告するとともに、児童生徒に対する精神的ケア、保護者への説明通知、今後の安全対策に関する対応について協議させていただいたところでございます。なお、怪我をいたしました2名の生徒については、幸いにも通院を終え、完治したとの報告を受けております。以上が事故発生に関する概略でございます。安全を第一とすべきスクールバスの事故はあってはならないことであり、今回の事故は児童生徒に大きな不安を与えたばかりではなく、保護者をはじめ町民の皆さんに教育行政への不信を招く極めて重大な問題であると

捉えております。教育委員会ではこのことを重く受け止め、町部局とも協議いたしまして、再発防止に向け委託業者に対し、業務改善を求める内容の指示書を町長から交付いただき、提出された改善計画書の履行については、教育委員会が管理・指導を強めていくことにしております。また、職員による乗車指導や、運転手を対象とした交通安全講習会を実施するなど、安全運行の取組みを進めているところでございます。失った信頼を取り戻すには、これまで以上の努力と時間を要するものであることは承知しておりますが、学校、保護者、地域の皆さんと連携を図りながら再発防止に向けた取組みを強化し、信頼回復に向けて誠心誠意努力してまいりたいと存じます。改めて、事故に遭われた児童生徒、保護者の皆さま、町民の皆さまに深くお詫び申し上げます。次に、9月22日に開催されました本年度第1回目の「新冠町総合教育会議」の開催結果についてご報告申し上げます。教育総合会議では、全国学力・学習状況調査の結果、町内の幼児・児童・生徒の教育状況、学習指導要領の改訂に伴う対応、さらには対象期間が本年度で終了する「新冠町教育大綱」の見直しについて協議されました。まず、次期学習指導要領は、小学校では平成32年度から、中学校においては平成33年度からそれぞれ完全実施されますので変更内容を共有するとともに、次年度からの準備期間における対応について協議いたしました。特に小学校における英語の教科化については、すでに教職員の指導力向上に向けた取組みに着手しておりますが、小学校には英語の専門教諭がいないため英語によるコミュニケーション能力の向上や、生きた英語を学ぶ上でALT等の英語指導助手の役割がさらに重要になってまいりますので、次年度に向けALTの増員を検討していくことが確認されました。また、幼児・児童・生徒の教育状況につきましては、朝日小学校の児童数減少により複式学級が次年度さらに1学級増え、学級数が4学級となる見込みであることから、町費負担教職員をさらに1名増員し2名体制とした上で複式学級を解消していく方針が確認されております。また、「教育大綱」につきましては、平成32年度までを対象期間とする第5次新冠町総合計画を基本に策定していることから、大きな変更は加えないこととし、学習指導要領改訂に伴う変更事項を追記する内容で見直しを図る方針とし、次回総合教育会議において審議することが確認されております。次に、森みつ少年少女文芸賞、農水新冠賞の表彰についてでございます。森みつ少年少女文芸賞、農水新冠賞の表彰につきましては、例年教育賞、教育奨励賞と同日、成人式の開催日に合わせて実施してまいっております。教育賞、教育奨励賞については、平成14年度から実施しておりますが、近年では団体での受賞が多く、森みつ少年少女文芸賞、農水新冠賞受賞者と合わせますと会場に受賞者や関係者が入りきれないため、団体の人数を制限しながら表彰式を実施している状況がございます。また、農水新冠賞におきましては、ドレミ園児も対象となっております。教育賞から始まる全体を通した表彰時間に疲れてしまう園児も多く見受けられることから、表彰式のあり方に関し教育委員会において協議を進めてきたところでございます。協議の結果、森みつ少年少女文芸賞、農水新冠賞は各学校の授業で取り組んだ作品が出品され、その中から表彰者を決定いたしますので、本来学校において児童生徒の前で表彰することが望ましく、そのこ

とにより児童生徒の表彰に対する興味、関心や、表彰の意義を深く理解することに繋がり、より出品に対する意欲が高まるとの考えから、3学期の始業式に私と教育委員がそれぞれ学校に出向いて、全校児童生徒の前で表彰させていただくこととし、表彰の形式を変更いたしますのでご理解を賜りたいと存じます。なお、教育賞、教育奨励賞の表彰式につきましては、例年とおり明年1月7日、新冠町成人式の開催前に挙行いたしますのでよろしくお願い申し上げます。以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

○議長（芳住革二君） 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。意見を求める方は 新冠町字美宇314番地 牧野理香氏 昭和41年10月29日生まれ、48歳でございます。平成29年12月31日付をもちまして任期満了となります。牧野氏を再度推薦いたしたく提案をいたします。人権擁護委員の職務は、人権思想の啓蒙、宣伝活動や人権擁護運動の推進に協力すること。併せて人権犯罪事件について救済・調査・情報の収集を行い、適切な措置を講ずることとなっております。委員の任期は3年でございます。今回意見を求めます牧野氏につきましては、これまで人権擁護委員として培ってきた知識・経験も深く、また、社会福祉活動に熱心に取り組んでこられた方でございます。適任と判断し再任について意見を求めるものでございます。以上が、諮問第1号の提案理由でございます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、諮問第1号についての採決を行います。お諮りいたします。諮問第1号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、諮問第1号は原案を適任とすることに決定いたしました。

（休憩 10時40分）

（再開 10時50分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第10号 例月出納検査等の結果報告について

○議長（芳住革二君） 日程第6 報告第10号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思います。

◎日程第7 承認第8号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第7 承認第8号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 承認第8号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。次のページをお開き願います。専決処分書 平成29年度新冠町一般会計補正予算について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年9月28日付をもって専決処分したものであります。この度、専決処分いたしました補正の内容ですが、平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に係る諸経費を予算計上したものであります。議会を開くいとまがなかったことから、平成29年9月28日付をもって専決処分したものであります。予算書の1ページをお開き願います。平成29年度新冠町一般会計補正予算 この度は、3回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ754万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億2683万4000円にしようとするものであります。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。2款 総務費 4項 選挙費 4目 衆議院議員選挙費 754万3000円の追加。1節 報酬 から 14節 使用料及び賃借料 までは選挙における通常経費です。18節 備品購入費 は3連投票記載台の老朽化によりまして、5台の更新に係る予算を計上したものであります。次に、歳入に移りますので、5ページをお開き願います。13款 国庫支出金 3項 国庫委託金 1目 総務費国庫委託金 754万3000円の追加。選挙に対する国庫委託金で、歳出同額を計上しているものであります。以上、承認第8号平成29年度新冠町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、原案通り承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、提案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、承認第8号は提案のとおり承認されました。暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

(休憩 10時47分)

(再開 11時00分)

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- ◎日程第 8 認定第 1 号 平成 28 年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2 号 平成 28 年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 3 号 平成 28 年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 4 号 平成 28 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 5 号 平成 28 年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 6 号 平成 28 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 7 号 平成 28 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（芳住革二君） 日程第 8 認定第 1 号 平成 28 年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第 9 認定第 2 号 平成 28 年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 10 認定第 3 号 平成 28 年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 11 認定第 4 号 平成 28 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について 日程第 12 認定第 5 号 平成 28 年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 13 認定第 6 号 平成 28 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について 日程第 14 認定第 7 号 平成 28 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について 以上、7 件を一括議題といたします。ただいま、議題となりました各会計決算認定は、9 月 12 日招集の第 3 回定例会において、平成 28 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託された議案であります。本件の審査が終わり、お手元に配付のとおり議長に報告書が提出されております。審査結果について、平成 28 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。武藤勝罔委員長。

○委員長（武藤勝罔君） 平成 29 年第 3 回定例会において、本特別委員会に付託された事件の審査の結果を新冠町議会会議規則第 77 条の規定により報告いたします。なお、審査事件、審査の期間、審査の経過は、印刷してお手元に配付のとおりでありますので報告を省略し、審査の結果及び付した意見を申し上げ報告といたします。審査結果・意見 本

委員会に付託された事件は、審査の結果認定すべきものと決定したが、次の意見を付す。本町の平成28年度の一般会計決算における経常収支比率は82.5%で前年度対比1.0%減となっており、これは普通交付税や地方消費税交付金が減額となったものの、町税が大幅に増額となったことが主な要因である。厳しさが増す地方の財政運営の中であって、町財政は自主財源の柱である町税が平成27年度と比べ6080万8000円増加しており、自主財源の総額が前年度比3億7241万5000円増加するなど町財政に明るい兆しを感じられるものの、安定し継続的な財政運営を行う上では自主財源の一層の確保を図ることが今後も必要である。自主財源の根幹である町税全体の収納率は前年度比3.9%アップし、4年連続の上昇を示すなど納税に向けた取り組みの効果を生んでいるが滞納額は依然多額となっており、税収確保はもとより適正・公平な税負担を求めることは極めて重要であり、なお一層の自主納税促進と滞納の実態に即した適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消に向けたさらなる取組強化を進め、自主財源の確保を図ること。併せて、国民健康保険税も同様に収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に向け一層努力すること。以上で、報告を終わります。

○議長（芳住革二君） 委員長の報告が終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。次に、認定第1号 平成28年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定に対して、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第2号 平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対して、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第3号 平成28年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第3号 について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第4号 平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第4号 について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第5号 平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第5号 について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第5号は、委員長の報告

のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第6号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第6号 について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第7号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第7号 については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、日程第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第15 議案第45号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第15 議案第45号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第45号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。お手元に配付しております資料で説明をさせていただきますので、ご覧下さい。平成29年8月8日、人事院は今年度の給与改定について、月例給平均0.15%、特別給を0.1月分引き上げる等の勧告を行ったことを受け、平成29年12月8日国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を参議院本会議において可決成立されているものでございます。今回の給与勧告は、民間給与との格差の程度を踏まえ、月例給を引き上げ、さらに特別給についても民間事業所特別給の支給状況に対応し、年間4.40月分へ引き上げる勧告が行われておりますことから、町職員の給与に関する条例についても改正をしようとするものでございます。はじめに、月例給等の改定についてであります。月例給の改定は、平成29年4月1日から適用されるものであります。改定内容といたしましては、民間給与が国家公務員を631円、率にいたしまして0.15%上回ることから、若年層に重点を置き、若年層の月例給を平均1000円、その他の職員は400円の引き上げを基本に平均0.2%の俸給表の改定を行うものであります。次に、特別給の改定であります。手当の支給基準日であります平成29年12月1日から適用するものであります。改定内容といたしましては、民間の支給率が国家公務員の支給率を0.12月上回ったことから、現行の4.3月分を4.4月分に引き上げるもので、引き上げ内容は勤務実績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に0.1月配分する内容となっております。支給内容ですが、6月、12月ともに既に支給されておりますので、0.1月の引き上げ分は月末に差額として支給する予定になってございます。一般職につきましては、6月分手当てについては既に支給済みでありますので、12月分の勤勉手当、現行0.85月分に0.1月分を加え

0.95月分にしようとするもので、平成30年度におきましては、6月及び12月の勤勉手当にそれぞれ0.05月分を加え0.90月分にしようとするものであります。再任用職員にありましては、職員に準じ現行の2.25月分を、2.30月分に引き上げるものであります。以上が、議案第45号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第45号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、議案第45号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第46号 平成29年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第16 議案第46号 平成29年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第46号 平成29年度新冠町一般会計補正予算 について、提案理由を申し上げます。次のページをお開きください。平成29年度新冠町一般会計補正予算 この度は、第4回目の補正となります。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5356万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億8039万9000円にしようとするものであります。この度の補正の主な内容は、人事院勧告に伴う人件費の増、燃料単価高騰に伴う燃料費の増、医療連携負担金の増に伴う診療所会計繰出金の増、有害鳥獣駆除対策事業費の増、道南バスによる生活路線バス推進費補助金の増、定住・移住促進対策経費の増、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の増、地域住宅交付金事業に係る公営住宅改修工事費の増、公営住宅修繕料の増、新冠市街地線一号支線に係る社会資本整備総合交付金事業費の減等となっております。また、人件費のうち、共済費の補正につきましては、標準報酬月額の設定に伴う補正となっております。なお、人件費及び賃金等の補正は、特に説明が必要な節以外は省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。地方債の補正がありますので、5ページをお開き願います。第2表 地方債の補正 1 変更です。上から小型動力ポンプ購入事業。年次計画により整備しております消防の小型動力ポンプ購入に係る過疎債で、限度額150万円を変更後10万円減の140万円に変更しようとするもので、事業費確定に伴う減額です。水産施設整備事業は、日高漁協新冠支所の漁具庫新設に対する補助金に係る過疎債で、限度額1960万円を変更後810万円減の1150万円に変更しようとするものであります。事業費の確定に伴い、全体事業費が減額となったこと及

び地域づくり交付金の事業採択となり、1600万円が補助金交付されることとなったことから、限度額を減少させるものであります。橋梁長寿命化事業は、橋梁の補修工事に対する辺地債で、限度額1210万円を変更後170万円減の1040万円に変更しようとするものであります。国の予算配分の削減及び入札執行に伴う起債対象額の減少によるものであります。3事業とも起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じです。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、13ページをお開き願います。1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費 26万3000円の減。1節 報酬 は補欠選挙までの議員報酬1名分の減。2節 給料 から 4節 共済費 事務局職員の人事院勧告及び世帯状況の変更に伴う人件費の調整であります。14ページに移ります。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 668万4000円の追加。2節 から 4節 及び 19節 は人事院勧告に伴う人件費の補正。8節 報償費 350万円の追加は、ふるさと納税に係る得点購入費の追加。当初1000万円の寄附に対し、500万円の特定購入を見込んでおりましたが、実績見込み1700万円の寄付を見込みまして、得点購入費を350万円追加しようとするものであります。11節 需要費 109万3000円の追加は、庁舎に係る電気使用量の増加に伴う光熱水費及び燃料単価の高騰による燃料費の増加です。13節 委託料 166万円の追加は、マイナンバーカード等に記載される本名と婚姻等による旧姓を併記させるための住民基本台帳システム改修に係る費用を追加するもので、全額が国庫補助金として交付されるものであります。3目 財産管理費 47万7000円の減は、いずれも事業完了に伴う入札執行残です。15ページに移ります。5目 企画費 515万6000円の追加。11節 需要費 7万1000円の追加は、JR日高線早期復旧に向けた啓発用懸垂幕の作成に係る費用で、役場庁舎玄関横に設置を予定しております。19節 負担金補助及び交付金 508万5000の追加。生活路線バス維持費補助金246万8000の追加は、道南バスの日高沿岸線に係る維持費補助金の事業確定に伴う増額。町の不動産屋さん運営費補助金 57万9000円の追加は、中古住宅の売買を仲介した不動産業者に対し、運営費補助金として交付するもので、1件の申請があったことから、追加するものであります。定住・移住促進住宅取得奨励金 50万円の減は、事業費確定に伴う執行残の減額。中古住宅流通交付金 57万9000円の追加は、町の不動産屋さんを通して中古住宅を売却した所有者に対して助成するもので、1件の申請があったことから不動産仲介手数料と同額を助成するものであります。中古住宅取得物件リフォーム補助金 195万9000円の追加は、個人が居住用のために取得した中古住宅の改修費の2分の150万円を限度に補助するもので、当初2件の見込みのところ6件の実績見込みにより不足分を追加するもの。11目 ふるさとづくり基金費 983万6000円の追加は、ふるさと納税における今後の増加見込み額700万円及び奨学金貸付金元金収入283万6000円をふるさとづくり基金に積み立てるもの。16ページに移ります。2項 徴税费 1目 税務総務費 88万4000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の増額。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費 17万3000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費です。17ページに

移ります。4項 選挙費 2目 新冠町長選挙費 20万円の減。3目 新冠町議会議員補欠選挙 1万円の減。4目 衆議院議員選挙費 95万円の減は、いずれも事業完了に伴う執行残であります。18ページに移ります。5項 統計調査費 1目 指定統計調査費 3万9000円の追加は、今年度実施の工業統計調査等6件の指定統計調査に係る交付金の確定に伴う事業費の調整であります。19ページに移ります。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 717万5000円の追加。13節 委託料 108万円の追加は、障害者総合支援法及び児童福祉法が平成30年度に改正することに伴い、障害者福祉システムの改修が必要となるもので、事業費の2分の1が国庫補助金として交付されます。19節 負担金補助及び交付金 123万7000円の追加は、主に社会福祉協議会事務局職員の人事院勧告に伴う人件費の増であります。20節 扶助費 406万円の追加は、いずれも医療費の増による追加でひとり親家庭医療費においては、件数及び単価の増。こども医療費においては件数は減少しているものの、単価が増となっているものであります。2目 老人福祉費 1729万9000円の追加。13節 委託料 4万5000円の追加は、社協ヘルパーに係る人事院勧告に伴う人件費の増。19節 負担金補助及び交付金 1101万6000円の追加は、今年度から1名増員し派遣をしております事務局次長に係る人件費の追加及び介護保険制度改正に対応するためのマイナンバーシステムの改修に係る新冠町負担分の費用の追加であります。28節 繰出金 623万8000円の追加は、介護サービス特別会計で説明をいたします。3目 後期高齢者医療費 126万3000円の追加。19節 負担金補助及び交付金 146万円の追加は、平成29年度負担金確定に伴う追加であります。28節 繰出金 19万7000円の減は、後期高齢者医療特別会計で説明いたします。20ページをお開き願います。4目 地域包括支援センター費 310万5000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の増。5目 老人福祉施設費 41万9000円の追加は、新冠老人憩の家における電気使用量、水道料の増加及び燃料単価の高騰による光熱水費及び燃料費の増額であります。6目 社会福祉施設費 14万1000円の減は、工事請負費で事業完了に伴う入札執行残であります。21ページに移ります。2項 児童福祉費 2目 児童福祉施設費 47万7000円の追加。2節 から 4節 は子育て支援センター職員に係る人事院勧告に伴う人件費及び不要人数の減に伴う手当ての調整。19節 負担金補助及び交付金 63万1000円の追加は、子ども子育て支援法に基づきマーガレット認定こども園、静内幼稚園、厚賀幼稚園に対し支払う施設型給付費で、算定基礎となる法定価格の改定に伴い増額となるもの。22ページをお開き願います。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 321万4000円の追加。19節 負担金補助及び交付金 275万2000円の追加は、新ひだか町立静内病院と共同運営をしております婦人科運営負担金において平成28年度決算が確定したことに伴い追加するもの。3目 環境衛生費 25万2000円の追加は、11節 需要費 で霊葬場における燃料費の単価高騰及び使用料の増加に伴う増額。4目 診療所費 1790万4000円の追加は、国保診療所特別会計で説明いたします。3項 水道費 1目 地区水道費 58万3000円の減は、事業完了に伴う

入札執行残であります。2目 簡易水道費 527万8000円の減は、簡易水道事業特別会計で説明いたします。23ページに移ります。5款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費 10万4000円の追加。9節 旅費 6万円の減は、視察研修における5名の欠席による減。2目 農業総務費 125万円の減。2節 から 4節 は人事院勧告に伴う人件費の増及び世帯区分の変更等に伴う各種手当の調整であります。19節 負担金補助及び交付金 142万7000円の減は、野菜促成栽培施設整備事業補助金の事業完了に伴う執行残であります。当初5件の生産者に対し2重ハウス3棟、1重ハウス10棟、内側ハウス12棟、自動換気設備4棟を計画しておりましたが、1件の辞退により4件となり、1重ハウス3棟、自動換気設備1棟が減となっております。3目 農業振興費 27万7000円の減。15節 工事請負費 32万4000円の減は、美宇地区道営畑地帯総合整備事業において整備される配水管設置工事に合わせ、町単独の各個給水工事を予定しておりましたが、道営事業の工事内容変更に伴い、実施できなくなったことから全額を減額するものであります。24ページをお開き願います。5目 牧野管理費 95万8000円の減。人事院勧告のほか、入院中の職員に伴う調整及び臨時職員の退職に伴う減額であります。25ページに移ります。2項 林業費 1目 林業振興費 509万2000円の追加。12節 役務費 180万円の追加は、有害鳥獣駆除に係る残滓処理手数料で、捕獲頭数の増加によるもの。13節 委託料 320万円の追加は、有害鳥獣駆除捕獲委託料で捕獲頭数の増加による増額。2目 林道費 90万8000円の追加は、11節 需用費 で普通林道泉線林道敷地の購入に係る印紙購入代の増。17節 公有財産購入費 90万6000円の追加は、普通林道泉線林道敷地における土地の買収費で地権者6名から1万3321平米の購入を予定しているものであります。26ページをお開き願います。3項 水産業費 1目 水産業振興費 791万7000円の追加。19節 負担金補助及び交付金 782万5000円の追加は、日高漁協新冠支所漁具庫新設補助金で事業費の確定及び地域づくり総合交付金の事業採択により、補助金交付されたことに伴う増額であります。27ページに移ります。6款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費 100万円の追加は、19節 負担金補助及び交付金 で農業、漁業、観光業の振興を目的として地場産品を活用した新商品の開発のために必要な資材等の購入や、市場調査等を行い6次産業化を目指すことを目的に地場産業開発研修事業補助金を交付するもので、ピーマンを活用した商品の開発を目指したいとの申請があり、事業費の3分の2以内上限100万円を交付しようとするものであります。2目 観光費 18万1000円の減は、人事院勧告及び職員の世帯構成の変更に伴う各種手当の調整であります。28ページをお開き願います。7款 土木費 1項 道路橋梁費 1目 道路橋梁総務費 19万5000円の減は、13節 委託料 でいずれも入札執行残であります。3目 道路新設改良費 3338万8000円の減。13節 委託料 218万5000円の減は、入札執行残であります。15節 工事請負費 3154万3000円の減。橋梁長寿命化修繕工事 494万9000円の減は、国の予算配分の削減及び執行残による減額です。新冠市街地線1号支線道路改良工事 2659万4000円の減は、国の予算配

分の削減による減で、当初260.2メートルの改良を計画しておりましたが、130メートルとなったものであります。29ページに移ります。2項 河川費 1目 河川総務費 10万円の減は、13節 委託料 で入札執行残であります。30ページお開き願います。3項 住宅費 1目 住宅管理費 129万9000円の追加。11節 需要費 167万円の追加は、公営住宅に係る修繕料が不足することから追加するもの。15節 工事請負費 41万3000円の減は、入札執行残であります。2目 住宅建設費 1123万2000円の追加。15節 工事請負費 1080万円の追加は、新和団地解体撤去及びふれあいタウン改修工事における入札執行残129万6000円の減の他、汐見団地改良住宅3棟12戸に係る解体撤去工事1209万6000円の増であります。31ページに移ります。4項 下水道費 1目 下水道整備費 850万1000円減は、下水道事業特別会計で説明いたします。8款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費 191万2000円の追加は、主に人事院勧告に伴う消防本部及び支署職員の人件費の増であります。32ページをお開き願います。9款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費 266万4000円の減。2節 から19節 は人事院勧告に伴う人件費。21節 貸付金 203万8000円の減は、奨学金申込者の減少及び貸付額の減少による減額で、当初大学24名、高校6名の30名を見込んでおりましたが、大学22名、高校7名の29名となっております。2項 小学校費 1目 学校管理費 104万9000円の追加。11節 需用費 110万3000円の追加は、燃料単価の高騰による増。15節 工事請負費 5万4000円の減は、入札執行残であります。33ページに移ります。3項 中学校費 1目 学校管理費 24万9000円の追加。11節 需要費 88万7000円の追加は、燃料単価高騰による増。15節 工事請負費 63万8000円の減は、いずれも事業完了に伴う入札執行残であります。4項 認定こども園費 1目 認定こども園費 252万7000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費。34ページをお開き願います。5項 社会教育費 1目 社会教育総務費 71万1000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費。2目 レ・コード館事業推進費 156万円の追加は、11節 需用費 で燃料単価の高騰による燃料費の増。3目 図書費 4万8000円の追加は、4節 共済費 で増率改定に伴う社会保険料の増。6目 青年の家費 10万2000円の追加は、11節 需要費 で灯油単価の高騰による燃料費の増。7目 町民センター費 8万4000円の追加。11節 需用費 は灯油単価の高騰による燃料費の増。15節 工事請負費 8万6000円の減は、事業完了に伴う入札執行残。35ページに移ります。6項 保健体育費 1目 保健体育総務費 17万2000円の追加は、人事院勧告による人件費の増。2目 体育施設費 64万4000円の追加。11節 需要費 64万4000円の追加は、灯油単価の高騰によるスポーツセンター及び節婦体育館燃料費の増。修繕料 はスポーツセンター前に設置しております街灯の老朽化による建て替えによる経費です。11款 公債費 1項 公債費 1目 元金 90万円の追加及び 2目 利子 240万9000円の減は、平成19年5月に借入をした臨時財政対策債及び減税補填債が、借り入れ条件であります借り入れから10年を経過した時点で利率が見直されるもので、当初1.70%が見直し後は

0.01%となり、元金90万円の追加、利子200万8000円が減額となった他、利子において平成28年度及び29年度に借り入れをした起債の利率確定見込みにより、当初0.1%が0.01%となり、利息額を40万1000円減額するものであります。次に、歳入の説明をいたしますので8ページをお開き願います。1款 町税 2項 固定資産税 1目 固定資産税 1782万4000円の追加は、北海道電力における大規模償却資産の大幅な増額により、現年課税額が増額となるもの。12款 使用料及び手数料 1項 使用料 4目 農林水産業使用料 80万6000円の追加は、牧野利用頭数の増加による利用料の増。当初乳用種180頭、肉用種40頭の220頭の見込みに対し、実績で乳用種223頭、肉用種37頭の260頭、40頭の増加となったものであります。13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 35万9000円の追加は、子ども子育て支援法に基づき、マーガレット認定こども園、静内幼稚園、厚賀幼稚園に対し町が支払う施設型給付費に対する国庫負担金で、算定基礎となっております公定価格の増加によるものであります。9ページをお開き願います。2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 166万円の追加は、マイナンバーカード等に記載される本名と婚姻等による旧姓を併記するためのシステム改修に係る費用に対し、全額が国庫補助金として交付されているものであります。2目 民生費国庫補助金 54万円の追加は、障害者総合支援法及び児童福祉法が平成30年度に改正することに伴う障害者福祉システムの改修費用に対し、2分の1が国庫補助金として交付されるものであります。4目 土木費国庫補助金 1906万7000円の減。1節 道路橋梁費国庫補助金 2363万6000円の減。防災安全社会資本整備交付金 620万7000円の減は、橋梁長寿命化事業、橋梁定期点検事業に対する国の予算配分の削減及び入札執行残による減額であります。社会資本整備総合交付金 1742万9000円の減は、新冠市街地線1号支線道路改良工事に対する国の予算配分の削減による減額。2節 住宅費国庫補助金 456万9000円の追加は、汐見団地の解体撤去工事に対し地域住宅交付金を計上するもの。3項 国庫委託金 1目 総務費国庫委託金 95万円の減は、10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙の事業完了に伴い、歳出同額を減額しているものであります。14款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金 54万7000円の追加。1節 社会福祉道負担金 36万7000円の追加は、平成29年度負担金確定に係る増額。2節 社会福祉費道負担金 18万円の追加は、子ども子育て支援法に基づきマーガレット認定こども園、静内幼稚園、厚賀幼稚園に対し町が支払う施設型給付に対する道負担金で、公定価格の増額によるもの。10ページに移ります。2項 道補助金 2目 民生費道補助金 181万3000円の追加。1節 社会福祉費道補助金 173万8000円の追加は、ひとり親家庭等医療給付費及び子ども医療給付事業においていづれも医療費の増加に伴う補助金の増。2節 児童福祉費道補助金 7万5000円の追加は、子ども子育て支援法に基づきマーガレット認定こども園、静内幼稚園厚賀幼稚園に対し町が支払う施設型給付に対する道補助金で、公定価格の増加によるもの。4目 農林水産業費道補助金 2010万円の追加。1節 林業費道補助金 410万円の追加は、有害鳥獣

駆除に係る残滓処理手数料に対し、地域づくり総合交付金が交付されるもので、鹿の捕獲頭数の増により90万円が追加されるもの。鳥獣被害防止総合対策事業補助金320万円の追加は、有害鳥獣駆除対策事業において鹿の捕獲頭数の増加による増額であります。3節 水産業費道補助金1600万円の追加は、日高漁協新冠支所の漁具庫新設事業に対する地域づくり交付金の事業採択に伴う増。5目 教育費道補助金35万4000円の追加は、認定こども園の保育教諭の産休に伴う代替職員の雇用に対し補助金が交付されるもの。3項 道委託金 1目 総務費道委託金4万円の追加は、指定統計調査に係る交付金の確定に伴う増。16款 寄付金 1項 寄付金 2目 指定寄付金700万円の追加は、今後見込まれるふるさと納税を追加するもので、総額1700万円を見込んでおります。11ページをお開き願います。17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 ふるさとづくり基金繰入金346万5000円の減は、野菜促成栽培施設整備事業補助金及び奨学金貸付事業における事業費の減により繰入金を減額するもの。3目 財政調整基金繰入金3235万4000円の追加は、歳入の財源不足を基金を取り崩し財源調整するものです。19款 諸収入 3項 貸付金元利収入 5目 奨学金貸付金元金収入283万6000円の追加は、奨学金の一括返還等による増額であります。4項 雑入 5目 雑入71万4000円の追加。牧野預託舎負担金17万7000円の追加は、利用頭数の増加に伴い、伝染病予防薬剤等の負担金が増となったもの。まちづくり人づくり推進交付金53万7000円の追加は、全国自治協会の行う公有建物及び自動車損害保険事業の収益金の一部をまちづくりや人材育成等の推進を目的に、北海道町村会を通じ、町村に交付されるものであります。12ページに移ります。20款 町債 1項 町債 2目 農林水産業債810万円の減は、日高漁協新冠支所の漁具庫新設に係る町債で道補助金の交付に伴う減額。3目 土木債170万円の減は、橋梁長寿命化事業に係る辺地対策事業債で、国の予算配分の削減及び入札執行に伴う起債対象額の減少による減額。4目 消防債10万円の減は、小型動力ポンプ購入事業に係る過疎債で、事業費確定による減額であります。以上、議案第46号 平成29年度一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、提案どおり決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第17 議案第47号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第18 議案第48号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第17 議案第47号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 日程第18 議案第48号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第47号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 についての、提案理由を申し上げます。1ページをお開き願います。平成2

9年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 この度は、第3回目の補正です。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ646万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2271万3000円しようとするものでございます。この度の補正の主な理由は、人事院勧告に伴う人件費の補正と消費税納付金の増額、委託費及び工事請負費の事業確定に伴い減額しようとするものでございます。事項別明細書の歳出より説明いたしますので、6ページをお開き願います。3 歳出 1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 758万7000円の追加、2節 給料 1000円の追加、3節 職員手当等 3万8000円の追加、4節 共済費 7000円の追加は、いずれも人件費の調整によるものでございます。27節 公課費 754万1000円の追加は、消費税納付額に不足が生じたものでございます。2款 施設費 1項 施設費 1目 維持費 112万円の減額。11節 需要費 155万4000円の追加は、使用料が増えたことで、各施設の稼働時間が増えたものによるものでございます。13節 委託料 57万3000円の減額は、新冠節婦地区管路図面作成業務委託他3件の業務委託の入札執行残でございます。15節 工事請負費 148万円の減額は、メーター機交換取付工事、高江地区水道移設補償工事の入札執行残でございます。16節 原材料費 62万1000円の減額は、メーター機交換材料費の入札執行残でございます。次に、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。2 歳入 1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 水道使用量 1節 使用料 295万円の追加。使用料が増加したことによるものでございます。2款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金 1節 一般会計繰入金 527万8000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。3款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 1節 繰越金 879万5000円の追加は、前年度決算による事業費の確定に伴うものでございます。以上、議案第47号 平成29年度簡易水道特別会計補正予算 について、提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、提案とおりのご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。引き続き、議案第48号 の提案理由を申し上げますので、お開き願います。議案第48号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 について、提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 この度は、第2回目の補正です。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4087万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9763万6000円にしようとするものでございます。この度の補正の主な理由は、人事院勧告に伴う人件費の補正と委託費及び工事請負費の事業費確定に伴う減額でございます。地方債の補正 第2条 地方債の補正がございまして、3ページをお開き願います。2表 地方債補正 変更 起債の目的は、変更ございません。限度額2930万円を建設費における事業費の確定に伴い、1670万円を減額し、1260万円にしようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。事項別明細書歳出より説明いたしますので、7ページをお開き願います。3 歳出 1款 下水道費 1項 下水道費 1目 一般管理

費 11万3000円の追加。2節 給料 5000円の追加、3節 職員手当等 4万1000円の追加、4節 共済費 8000円の追加、19節 負担金補助及び交付金 1000円追加は、いずれも人件費の調整でございます。27節 公課費 5万8000円の追加は、平成28年度見込んでいた使用料の収入が増加したことによりまして、消費税納付金に不足が生じたものでございます。2目 施設管理費 366万3000円の減額。13節 委託料 14万1000円の減額は、管路施設維持管理業務委託料他1件の業務委託料の入札執行残でございます。19節 負担金補助及び交付金 352万2000円の減額は、新ひだか町にて汚水処理するための公の施設の使用に関する協定書第5条に基づく同町への維持管理費負担金決定に伴うものでございます。3目 下水道建設費 3733万9000円の減額。13節 委託料 424万5000円の減額は、新冠ポンプ場改築自主設計他3件の業務委託料の入札執行残でございます。15節 工事請負費 3301万6000円の減額は、新冠汚水ポンプ他更新、電気、機械設備改築工事において国からの交付金の内示額に削減及び単独工事1件を含めた入札執行残でございます。19節 負担金補助及び交付金 7万8000円の減額は、新ひだか町にて汚水処理するための公の施設の使用に関する協定書第5条に基づく同町営の建設負担金決定に伴うものでございます。8ページをお開き願います。2款 公債費 1項 公債費 2目 利子 1万6000円の追加。23節 償還金利子及び割引料 1万6000円の追加は、長期債償還利子の平成28年度借入起債の利率が決定したものでございます。次に、歳入について説明いたしますので、5ページをお開き願います。2 歳入 2款 国庫支出金 1項 国庫補助金 1目 下水道費国庫補助金 1節 下水道費国庫補助金 1838万円の減額。建設費における事業費の確定に伴うものでございます。3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金 1節 一般会計繰入金 850万1000円の減額。建設費における事業費の確定に伴うものでございます。4款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 1節 繰越金 270万8000円の追加。前年度決算による事業費の確定に伴うものでございます。5款 町債 1項 町債 1目 下水道債 1節 下水道債 1670万円の減額。建設費における事業費の確定に伴うものでございます。以上、議案第48号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第19 議案第49号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

日程第20 議案第50号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第19 議案第49号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 日程第20 議案第50号 平成29年度新冠町後期高齢者医

療特別会計補正予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹  
嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第49号 新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正  
予算 につきまして、提案理由をご説明いたします。1ページをお開きください。今回の  
補正は2回目でございます。平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算  
を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳  
入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ195万5000円を追加し、歳入歳出予算の総  
額をそれぞれ9億3162万1000円とするものでございます。今回の補正でございま  
すが、国保制度は平成30年度より北海道が運営主体となり、そのシステムの運営にあた  
っては市町村標準事務処理システムを開発し、北海道クラウドにより運用することとし  
ております。当町もクラウドへ参加することとしているものでございますが、今回の補正に  
つきましては、国や道への交付金申請や月報、年俸等の報告を行う事業状況報告システム  
についても北海道クラウドに組み込んで運用することとしております。構築費用に係る追  
加費用の通知が北海道よりありましたことから、補正をするものでございます。なお、構  
築に係る費用につきましては、全額が国、道の交付金により措置されるものでございま  
す。事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6ページをお開きください。1款 総務費  
1項 総務管理費 2目 連合会負担金 195万5000円の追加でございます。平成30  
年度から北海道が運営主体となる国保制度について、北海道クラウドを構築し運用す  
ることとしておりますが、この度の補正は、クラウドのプレミアム機能として国や道への交付  
金申請、月報、年俸の報告システムであります利用状況報告システムを構築するための追  
加費用の補正です。プレミアム機能構築分といたしまして、70万円。クラウド構築分と  
いたしまして125万5000円。合計195万5000円でございます。次に、歳入の  
説明をいたしますので、5ページをお開きください。3款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1  
目 財政調整交付金 88万5000円の追加でございます。説明欄特別調整交付金88万  
5000円につきましては、歳出におきます北海道クラウド構築に係る補正予算195万  
5000円のうちクラウドデータ連携経費18万5000円を除いた177万円の2分の  
1である88万5000円を計上しております。6款 道支出金 2項 道補助金 1目 財政  
調整交付金 107万円の追加でございますが、北海道クラウド構築分として国交付金同額  
の88万5000円にクラウドデータ連携分18万5000円を加えた107万円を計上  
してございます。以上が、議案第49号 の提案理由でございます。ご審議いただき、提  
案どおりご決定くださいますようお願いいたします。続きまして、議案第50号 の提案  
理由をご説明いたしますので、議案をお開き願います。議案第50号 平成29年度新冠  
町後期高齢者医療特別会計補正予算 につきまして、提案理由をご説明いたします。1ペ  
ージをお開きください。今回は2回目の補正でございます。平成29年度新冠町後期高齢  
者医療特別会計補正予算 を次のとおり定めようとするものであります。歳入歳出予算の  
補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万2000円を追加し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6881万3000円とするものでございます。今回の補正でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に係る補正でございます。歳出の主なものにつきましては、事務費負担金の減、低所得者の保険料軽減分として負担する基盤安定負担金の増になります。歳入におきましては、一般会計繰入金の減と、前年度繰越金の補正となっております。事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6ページをお開きください。2款 1項 1目 ともに 後期高齢者医療広域連合納付金 5万2000円の追加でございます。19節 負担金補助及び交付金 の説明欄ですが、事務費負担金 41万9000円の減は、平成29年度負担金額の確定によるもの。保険料負担金 1万9000円の減は、平成28年度の出納閉鎖期間である4月から5月にかけての収納と還付の差額分です。保険基盤安定分負担金 49万円の増額は、広域連合からの確定通知によるものでございます。続きまして、歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 事務費繰入金 68万7000円の減額でございますが、内訳は広域連合事務費減額分41万9000円、広域連合保険料減額分1万9000円、平成28年度からの繰越金24万9000円の合計額でございます。2目 保険基盤安定繰入金 49万円の追加は、広域連合からの確定通知によるものです。4款 1項 1目 ともに 繰越金 24万9000円の追加については、平成28年度からの繰越金に係る補正でございます。以上が、議案第50号 の提案理由でございます。ご審議いただき、提案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第21 議案第51号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第21 議案第51号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷貴君） 議案第51号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。1ページをお開きください。平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 この度は、3回目の補正でございます。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ623万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1986万7000円としようとするものでございます。この度の補正は、新たに採用いたしました正職員3名の人件費並びに人事院勧告及び保険料率の改定に伴う人件費の補正となっております。事項別明細書の歳出から申し上げますので、6ページをお開きください。3歳出 1款 総務費 1項 一般管理費 1目 施設介護サービス事業費 616万3000円の追加で、2節 給料 から 19節 負担金補助及び交付金 は新たに採用いたしました、正職員3名の人件費並びに人事院勧告及び保険料率の改定に伴う人件費の補正となっております。

ます。2目 短期入所生活介護事業費 7万5000円の追加で、2節 給料 から 19節 負担金補助及び交付金 はショートステイの事業運営で予算措置しております、正職員1名の人事院勧告及び保険料率の改定に伴う人件費の補正でございます。次に、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開きください。2 歳入 2款 繰入金 1項 1目 1節 いずれも 一般会計繰入金 で623万8000円の増額は、歳入歳出予算補正額の差額を増額するものでございます。以上が、議案第51号 の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第22 議案第52号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第22 議案第52号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 議案第52号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 について、提案理由を申し上げます。議案の1ページをご覧ください。平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 今回は第3回目の補正となります。第1条 歳入歳出の予算の補正 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1790万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7749万2000円にしようとするものであります。この度の補正の主な理由は、人事院勧告による人件費及び新冠町と新ひだか町との協定に基づく医療連携負担金の追加補正であります。それでは、事項別明細書歳出より説明いたしますので、6ページをお開きください。1款 総務費 1項 施設管理費 1目 一般管理費 1779万1000円の追加。2節 給料 から 4節 共済費 まで及び 19節 負担金補助及び交付金 のうち退職手当組合負担金並びに福祉協会負担金は、人事院勧告による人件費の増額分です。19節 医療連携負担金 につきましては、平成27年12月から新ひだか町立静内病院、三石国保病院へ入院患者の受け入れをお願いしておりますが、前年度の概算負担金を精算した結果、主に三石国保病院において新冠町民の入院患者延べ数が当初の見込みを上回る年間患者数となったことにより、両町の協定書に基づく算定上町負担すべき金額が増額となったことから、当初予算措置額に不足額が生じ、さらに翌年度の概算支払額も同じく増額しなければならないことから、これらを合わせて医療連携負担金を今回支出いたしますが1770万9000円の追加補正が必要となったものであります。続きまして、7ページをお開きください。2款 1項 1目 とともに 医業費 11万3000円の追加。2節 給料 から 19節 負担金補助及び交付金 は人事院勧告及び保険料率の変更等による人件費分の増加分です。次に、歳入の説明をいたしますので、5ページをお開きください。5款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 1790万4000円の追加は、歳出事業費の増に伴い、不

足分を一般会計から繰入金を追加し対応するものです。以上が、議案第52号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

（散会 12：10）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員